

清川村住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、住宅用スマートエネルギー設備等を導入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、清川村補助金等の交付に関する規則（昭和49年清川村規則第1号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象設備等)

第2条 補助対象設備等は、別表1に掲げるもの（未使用のものに限る。）とする。

(補助対象者)

第3条 村長は、村の区域内で自ら住居の用に供する建物に住宅用スマートエネルギー設備等を設置あるいは導入（購入若しくはリース。以下同じ。）した者のうち、村税等を完納している者（同居するすべての者を含む。以下同じ。）

2 村長は、村内に本店若しくは主たる事務所等を有する事業者でV2H若しくは木質バイオマスストーブのいずれかの設置、又は電気自動車等を導入した者のうち、村税等を完納している者

3 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 住宅等を借りている者で太陽光発電システム、太陽熱利用システム、HEMS、蓄電池システム、燃料電池システム、V2H及び木質バイオマスストーブの設置について、賃貸人の承諾が得られない者

(2) 販売の目的で建物を建築し、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、HEMS、蓄電池システム、燃料電池システム、V2H及び木質バイオマスストーブを設置した者

(3) 事業所、店舗その他事業を営む建物に太陽光発電システム、太陽熱利用システム、HEMS、蓄電池システム及び燃料電池システムを設置した者

(4) 過去、住宅用スマートエネルギー設備等の設置あるいは導入に当たり、旧要綱による補助制度、又は本補助制度により補助金の交付を受けている者で、改めて同じ内容の設備等の設置あるいは導入のために補助金の交付を受けようとする者

(5) 中古品である住宅用スマートエネルギー設備等の設置あるいは導入をし

た者

(補助金の額等)

第4条 太陽光発電システムの設置に係る補助金は、15,000 円に発電設備を構成する太陽電池の最大出力（キロワット表示とし、小数点以下第2位未満については切り捨てるものとする。）を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）とし、上限を50,000 円とする。

2 太陽熱利用システムの設置に係る補助金は、太陽熱利用システムの本体、部材及び架台の購入並びに取り付けに係る費用（消費税等額を含む。）を対象とし、その額は定額50,000 円とする。

3 HEMSの設置に係る補助金は、HEMSの本体、計測装置、分電盤等HEMSを稼働させるために必要な付属設備、部材の購入及び取り付けに係る費用（消費税等額を含む。）を対象とし、その額は定額50,000 円とする。

4 蓄電池システムの設置に係る補助金は、蓄電池システムの本体、パワーコンディショナ等蓄電池を稼働させるために必要な設備、部材の購入及び取り付けに係る費用（消費税等額を含む。）を対象とし、その額は定額50,000 円とする。

5 燃料電池システムの設置に係る補助金は、燃料電池システムの本体、燃料電池を稼働させるために必要な部材の購入及び取り付けに係る費用（消費税等額を含む。）を対象とし、その額は定額50,000 円とする。

6 電気自動車等の導入に係る補助金は、普通車、軽車両の種類を問わず自動車1台につき個人には定額50,000 円、事業者には定額30,000 円とする。

7 V2Hの設置に係る補助金は、V2Hの本体、パワーコンディショナ等V2Hを稼働させるために必要な設備、部材の購入及び取り付けに係る費用（消費税等額を含む。）を対象とし、その額は定額50,000 円とする。

8 木質バイオマスストーブの設置に係る補助金は、薪、ペレットのいずれかの燃料とする仕様で1台につき個人、事業者問わず定額50,000 円とする。

9 住宅用スマートエネルギー設備等のうち、前各項に規定するいずれか2つ以上のものを組み合わせて設置あるいは導入した場合は、設備等ごとに規定する補助金額の合算とし、上限を100,000 円とする。

(交付申請)

第5条 住宅用スマートエネルギー設備等の設置あるいは導入に係る補助金の交付申請は、補助金交付申請書（以下「申請書」という。）（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 案内図
 - (2) 設置工事契約書及び設備等仕様書の写し
 - (3) 住宅用スマートエネルギー設備等の費用の支払いを証する書類の写し
 - (4) 住宅用スマートエネルギー設備等の設置状況を示す写真
 - (5) 村税等納入状況確認同意書（第2号様式）
 - (6) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (7) その他村長が必要と認める書類
- 2 前項の規定によるもののほか、太陽光発電システムの設置に係る補助金の交付申請をする場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 太陽電池モジュールの型式、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの。
 - (2) 竣工検査の試験記録の写し及び設置した太陽電池モジュールの変換効率、未使用品であることが確認できる出力対比表（設置枚数分の出力と製品番号の対比ができるもの）
 - (3) 電力会社と締結した「電力需給に関する契約書」の写し
- 3 第1項の規定によるもののほか、電気自動車等の導入に係る補助金の交付申請をする場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 電気自動車等の自動車検査証の写し
 - (2) 電気自動車等のリース契約書の写し（リースの場合に限る）
 - (3) 電気自動車等の保管及び駐車する場所を示す位置図
- 4 補助金の交付申請は、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、HEMS、蓄電池システム、燃料電池システム、V2H及び木質バイオマスストーブの設置に関しては、住宅の新築に伴う場合は新築住宅を取得した日、既存住宅へ設置する場合は設置の日、電気自動車等の導入に関しては、購入の場合は新規登録日、リースの場合は使用開始日が属する年度中にしなければならない。なお、交付申請に当たっては、村長に事前協議を申し出て調整を図ること。

（審査及び交付の決定）

第6条 村長は、前条各項による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 村長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 村長は、前条の規定による交付の決定後、補助対象者からの補助金交付請求書(第5号様式)に基づき、補助金を交付する。

(施工の確認等)

第8条 村長は、補助事業を適正に執行するため、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、HEMS、蓄電池システム、燃料電池システム、V2H及び木質バイオマスストーブの設置工事の状況を施工現場において確認する。

2 村長は、補助事業を適正に執行するため、電気自動車等の導入状況を確認する。

(取得財産の管理及び処分)

第9条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象者は、設置あるいは導入の日から起算して5年を経過するまでは、村長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にする等の処分(以下「処分等」という。)をしてはならない。

3 前項に規定する義務を履行できない場合は、交付を受けた補助金に前項の期間から使用月を引いた値を前項の期間で除した値を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。)を返納しなければならない。なお、1か月に満たない使用月については使用月に含めないものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 清川村地球温暖化防止対策事業補助金交付要綱(令和元年6月1日)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の清川村地球温暖化防止対策事業補助金交付要綱の規定により交付を受けた補助金についての第6条及

び第9条の規定は、なおその効力を有する。

別表1（第2条関係）

補助対象機器	補助対象要件
太陽光発電システム	住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有り で連系し、かつ、太陽電池の最大出力（日本工業規格、又 は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電 池モジュールの公称最大出力。）が10キロワット未満の発 電設備のもの。
太陽熱利用システム	住宅の屋根等への設置に適した太陽熱エネルギーを集め て給湯に利用する太陽熱温水器及び給湯並びに空調等に供 するためのソーラーシステムであって、不凍液等が太陽熱 集熱器と蓄熱槽の間を循環するもの。
HEMS (ホーム・エネルギー・ マネジメント・システム)	住宅で使用する電力やガス等の使用状況を一元的に管理 できる設備であって、制御装置等は、一般社団法人エコー ネットコンソーシアムが定めるECHONET Lite 規格を認証取得しているもの。
蓄電池システム	太陽光発電設備で発電した電気、又は電力会社から購入 した電気を一時的に溜めたり使用したりを繰り返すことが できる設備であって、一般社団法人環境共創イニシアチブ が公表する蓄電システム登録済製品一覧に記載されている もの。
燃料電池システム	ガス等の燃料から作る水素と空気中の酸素により発電す るとともに、発電の際に発生する熱を取り出すことができ る設備であって、一般社団法人燃料電池普及促進協会に登 録された燃料電池設備のもの。
電気自動車等	自動車検査証の交付を受けた自動車（二輪の小型自動車 及び側車付二輪の小型自動車を除く。）であって、その自 動車検査証の燃料の種類に記載が電気、又はガソリン・電 気のもの。
V2H (ビークル・トゥ・ホーム)	電気自動車用の充電設備としてだけでなく、電気自動車 のバッテリーに貯められている電気を自宅へ供給し、自家 消費できるようにするもの。
木質バイオマスス トープ	木質ペレット（おがくず状にした木材に圧力を加え、円 柱状にしたもの）を燃料として使用する設計及び仕様であ る定置用の木質ペレットストーブ、又は農林業の生産過程 で産出される間伐材等の端材を燃料として使用する設計及 び仕様である定置用の薪ストーブ。